

株 主 各 位

名古屋市名東区高社一丁目210番地
藤久ホールディングス株式会社
代表取締役社長 中 松 健 一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、極力、インターネットまたは同封の書面により事前に議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、本株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセス、または議決権行使書に記載のQRコードを読み取っていただき、画面の指示に従って、2022年6月10日（金曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月10日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月13日（月曜日）午後2時（受付開始：午後1時）
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会会館 5階大ホール
（前回の藤久株式会社定時株主総会会場と異なっておりますので、末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご用意できる席数に限りがあります。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。
3. 目 的 事 項 第1号議案 株式交換契約承認の件
決 議 事 項 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujikyu-hd.co.jp/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

＜当社の新型コロナウイルス感染拡大防止対応について＞

- ・会場受付付近には、株主様のための消毒液を設置いたします。
- ・本株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク及び手袋着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会出席の役員は、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で出席をさせていただきます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められた方、体調不良と思われる方は入場をお断りする場合がございます。

＜株主様へのお願い＞

- ・本株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujikyu-hd.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、お願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご来場を見合わせることに十分にご検討くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。 何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
--



株主総会に
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

時 日

2022年6月13日（月曜日）
午後2時



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月10日（金曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を
行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月10日（金曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第 1 号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
 反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
 反対する候補者の番号を
 ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

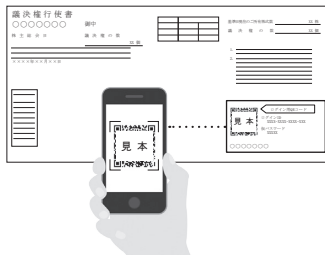
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

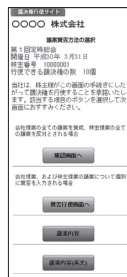
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



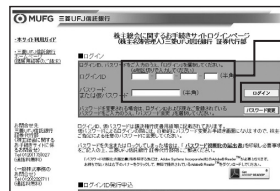
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

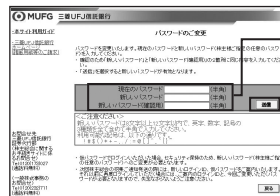
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などをご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式交換契約承認の件

藤久ホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）及び株式会社日本ヴォーグ社（本社：東京都中野区、代表取締役：瀬戸 信昭、以下、「日本ヴォーグ社」という。）は、当社を株式交換完全親会社とし、日本ヴォーグ社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行うことについて、2022年3月29日に当社と日本ヴォーグ社の間で締結された基本合意に基づき協議し、2022年4月21日の両社の取締役会において株式交換契約（以下、「本株式交換契約」という。）の締結を承認し、本株式交換契約を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約についてご承認をいたさたく存じます。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容等は次のとおりです。

1. 本株式交換の目的

当社は、2022年1月4日付で藤久株式会社（以下、「藤久」という。）の単独株式移転により設立された持株会社（完全親会社）であり、全国に手芸専門店「クラフトハートトーカイ」等を約380店舗展開する業界トップの店舗ネットワークと、100万人を超える会員基盤を有する企業グループです。経営理念に「『手づくり』を通して豊かな心を育み幸せを紡ぐ企業グループへ」を掲げ、当社グループの会員基盤、サービス・商品、店舗網と親和性の高い企業とのM&Aや戦略的提携を活用した迅速な成長戦略の遂行により業容拡大を目指しており、社会の変化や業界の変化に柔軟に対応しながら、持続的な企業価値向上に取り組んでおります。

一方で、当社が属する手芸業界においては、趣味の多様化や愛好者の高齢化を背景としたユーザーの減少、他業種からの参入による競争の激化もあり、経営環境は厳しさが増しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大により個人消費のEC利用が加速し、小売店を取り巻く環境にも大きな変化を及ぼしています。

このような経営環境の中、当社グループでは、店舗とEC一体化型のビジネスモデル構築を重要な事業戦略と位置付けており、実店舗においては地域特性に応じたサービス・商品の提供により一層競争力を高める余地があるとともに、講習会事業を通じた実体験の機会を提供することが、顧客接点の強化に繋がると認識しております。

上記のような状況のもと、藤久は2021年5月13日にお知らせしたとおり、業界屈指の教室事業と出版事業を有する日本ヴォーグ社との業務提携を行いました。日本ヴォーグ社の教室事業は、全国規模で確立している講師ネットワークや講師資格取得講習等の教室運営により高い知名度を誇ります。また、本業である出版事業を背景に数多くの作品レシピデータを所有しています。これら日本ヴォーグ社の強みと、当社グループの会員基盤、全国店舗網、ECサイト運営といった強みを融合させ、新たな価値創造に向けて、「①手芸教室における協業」「②商品の企画、開発および販売における協業」「③顧客の相互送客」「④藤久店舗における日本ヴォーグ社コーナーの企画」を推進してまいりました。これまでに、手芸教室において日本ヴォーグ社の著名な講師によるオンライン講習会「ヴォーグ学園オンラインレッスン」の開催等を行い、業務提携の効果を上げております。

今回、当社および日本ヴォーグ社は、これまでの取組みをより深化・加速させ、役員の相互派遣等も含め、グループとして一体で、さらなる相乗効果を上げていくことの認識で一致いたしました。

人の価値観がモノからコトへ、コトからココロへと変化・多様化しておりますが、「手づくり」に込めた作り手の思いは、人と人を結び、ものを大切にするやさしさを醸成する大変尊いものだと考えています。当社グループの持つ全国網羅的なリアル店舗網やECでの多様なサービス・商品展開と、日本ヴォーグ社の持つ教室事業や出版物を通した手づくり経験や楽しみの創造による相乗効果により、各々が持つ事業のさらなるシナジー効果を生み出し、手芸業界での強い競争力を獲得することは、今後の当社グループの一層の企業価値向上に資するものであると考えるに至り、本株式交換を実施することといたしました。

2. 本株式交換契約の内容

当社が日本ヴォーグ社との間で締結した本株式交換の内容は次のとおりです。

株式交換契約書（写し）

藤久ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と株式会社日本ヴォーグ社（以下「乙」という。）とは、2022年4月21日付け（以下「本締結日」という。）で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）により、乙の発行済普通株式の全部を甲に取得させる。

第 2 条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲 商号：藤久ホールディングス株式会社
住所：名古屋市名東区高社一丁目210番地

乙 商号：株式会社日本ヴォーグ社
住所：東京都中野区弥生町五丁目6番11号

第 3 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年7月1日とする。ただし、本株式交換の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、書面により効力発生日を変更することができる。

第 4 条 (株式の割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、効力発生日の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株式名簿に記載又は記録された株主（ただし、甲を除く。以下同じ。）に対し、その保有する乙の普通株式の数の合計に57.806を乗じて得た数の甲の普通株式を割当交付する。
2. 前項に従い、甲が割当交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第 5 条 (甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額)

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりである。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 資本金 | 金 0 円 |
| (2) 資本準備金 | 法令の定めにしたがい増加することが必要とされる最低額 |
| (3) 利益準備金 | 金 0 円 |

第 6 条 (株主総会)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項の決議を経る。ただし、本株式交換の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第 7 条 (表明保証)

1. 甲及び乙は、本契約締結日及び効力発生日において、自らについて（乙について規定した事項は乙のみ）、別紙1記載の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
2. 本条に定める表明及び保証が本株式交換に係るリスクの分担を目的とするものであり、自らの表明及び保証に係る事項につき、甲又は乙が現に認識し、又は認識し得た事実であっても、本契約に定める当該表明及び保証の効果（第13条に定める損害賠償責任を含む。）に何らの影響も及ぼさないことを確認する。

第 8 条 (効力発生日までの乙の義務)

乙は、効力発生日までに、以下の義務を履行した上で、甲に対し、以下の事項を履行したことが確認できる資料を提出する。

- (1) 乙が、効力発生日の直前の時点において有する自己株式の全てを、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により消却すること。
- (2) 乙及びヴォーグ学園において、役員退職慰労金の打切支給に係る決議を行い、役員退職慰労金規程を廃止すること。

第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって各自の業務を執行し、一切の財産の管理を行い、その財産及び権利義務について重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙協議の上合意して実行する。

第 10 条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約の締結に関連した交渉の経緯及び内容、本契約の締結に関連して相手方当事者から開示された秘密情報について、相手方当事者の書面による事前の同意がある場合を除き、これを第三者に開示し、又は漏洩してはならず、また本契約に基づき本株式交換を実施する目的以外で使用してはならない。ただし、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合を除く。
 - (1) 法令上必要である場合
 - (2) 自己の役員及び従業員に対し、本契約のために合理的に必要とされる範囲で秘密情報を開示する場合（ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限る。）
 - (3) 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、不動産鑑定士その他法律上又は契約上守秘義務を負うアドバイザー等を開示する場合
 - (4) 公的機関の要請に従って開示する場合
2. 前項にかかわらず、次の各号に定める情報については、秘密情報から除外される。
 - (1) 開示を受けた時点で、受領者が既に保有していた情報
 - (2) 開示を受けた時点で、既に公知であった情報
 - (3) 開示を受けた後、受領者の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (4) 受領者が開示者の秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
 - (5) 受領者が正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく開示を受けた情報
3. 甲及び乙は、本契約が解除された場合には、相手方当事者からの要請に従い、相手方当事者から開示された秘密情報が記載又は記録された媒体を速やかに返却又は廃棄する。

第 11 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自らが反社会的勢力に現在及び将来にわたって該当しないこと並びに反社会的勢力と次の各号の一にでも該当する関係を現在及び将来にわたって有しないことを誓約する。
 - (1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して次の各号の行為を行ってはならない。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、反社会的勢力への該当性の判断の為に調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができる。相手方は、これに必要な資料を提出しなければならない。
4. 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、甲と乙の間にて締結された全ての契約を解除することができる。この場合、契約の解除を行った当事者は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しない。また、解除を行った当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償する。

第 12 条（本契約の解除等）

1. 甲及び乙は、次のいずれかに該当する場合には、効力発生日前に限り、本契約を解除することができる。
 - (1) 相手方が第 7 条に定めるそれぞれの表明保証に、本株式交換の実行に悪影響を及ぼす違反があった場合
 - (2) 相手方が本契約上の義務について重大な不履行又は違反があった場合
 - (3) 乙が、第 8 条に定める義務を一つでも履行しなかった場合
 - (4) 自らの責めに帰すべからざる事由により、効力発生日までに、本株式交換が実行されなかった場合
 - (5) 相手方について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法令上の倒産手続の申立てがされた場合
2. 本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災事変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
3. 甲が、効力発生日までに乙において第 8 条に定める義務を履行できる見込みがないと判断した場合、甲乙合意の上、効力発生日を延期することができる。甲が、延期後の効力発生日までに乙において第 8 条に定める義務を履行できる見込みがないと判断した場合、甲及び乙は、本契約の解除も含めて対応を誠実に協議する。

第 13 条（補償）

甲及び乙は、本契約に定められた義務に違反し、又は表明保証した事項が真実かつ正確でなかったことによって、相手方に損害、損失、費用等が生じた場合は、相手方に対して、当該損害等を賠償又は補償する。

第 14 条（公表）

甲及び乙は、本契約に関して、内容、時期及び方法について甲乙協議の上、事前に合意した場合を除き、プレスリリースその他の公表を行ってはならない。ただし、法令等（金融商品取引所の規則を含む。）の規定又は司法・行政機関の判断等により必要とされる場合において、予め相手方に書面で通知した上で合理的な範囲内で公表を行う場合はこの限りでないが、その場合であっても、可能な限り、甲乙間で公表の内容、時期及び方法について事前に協議する。

第 15 条（契約の修正）

本契約は、甲乙間の書面の合意によらない限り、一切の修正、変更等ができない。

第 16 条（費用）

甲及び乙が、本契約の検討、作成、交渉、締結、履行その他本契約上の義務を履行するために負担した一切の費用については、特段の合意がない限り、各当事者の負担とする。

第 17 条（完全合意）

本契約は、本契約に関する甲乙間の完全なる合意を構成するものであり、本契約締結日までの甲乙間の一切の契約、合意、約定その他の約束（書面によると口頭によるとを問わない。）は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本契約の締結をもって失効する。

第 18 条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方当事者の書面による事前の承諾なくして、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第 19 条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲及び乙の株主総会の承認が得られないとき、又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第 20 条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

第 21 条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関連する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにつき合意する。

第 22 条（誠実協議）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関して必要な事項について疑義が生じた場合、当事者は誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って解決する。

この合意の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上各 1 通を保有する。

2022年 4 月21日

（甲）住所 名古屋市名東区高社一丁目210番地
名称 藤久ホールディングス株式会社
代表取締役社長 中松 健一

（乙）住所 東京都中野区弥生町五丁目 6 番11号
名称 株式会社日本ヴォーグ社
代表取締役社長 瀬戸 信昭

別紙1 乙の表明保証事項

- (1) 日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。
- (2) 本合意の締結及び履行について、取締役会の決議も含め、法令及び定款その他の社内規則上必要とされる一切の手続きを完了しており、その他第三者との契約にも違反するものではないこと。
- (3) 乙の株主名簿に記載されている株式数及び株主名は、別紙2のとおりであり、同株主名簿に記載されている株式以外に、発行されている株式は存在せず、また、同名簿に記載されている株主以外に、株主は存在しないこと。
- (4) 相手方に対して開示した期間における計算書類（以下「本件計算書類」という。）は、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（乙においては、原則として中小企業の会計に関する指針を意味し、法人税法が規定している事項については法人税法基準を含む。）に従って作成されており、それぞれの本件計算書類が対象とする各期日、及び同日に終了した年度又は期間における作成会社の財務状態及び経営成績を重要な点において適正に示していること。また、本件計算書類は、重要な事項に関する虚偽の記載を含まず、また、記載すべき重要な事項の記載を欠いていないこと。
- (5) 本件計算書類に表示されている債務及び最終の本件計算書類の作成基準日以降通常の業務の範囲内において生じた債務以外に、重大な債務（オフバランス取引、保証債務等の未発生 of 債務、潜在債務、偶発債務、簿外債務、契約不適合責任・不法行為に基づく債務、労働債務、保証債務、租税債務に基づく債務を含むが、これらに限られない。）を負担していないこと。
- (6) その資産、経営、業務遂行、財政状態、業績、キャッシュ・フローの状況その他の状態、若しくは業績予想等、又は本株式交換に重大な悪影響を及ぼす事象が存在しないこと。また、乙から甲に事前に開示されている金融機関への不動産担保設定を除き、甲及び乙の財産又は収入に対して担保提供、差押、仮差押、仮処分又は滞納処分はなされておらず、また、その具体的かつ現実的なおそれもないこと。
- (7) 債務超過、支払不能又は支払停止等に該当する事実その他の倒産手続の開始事由は生じておらず、それが生じる具体的かつ現実的なおそれもないこと。
- (8) 第三者より訴訟その他のクレーム等を受けておらず、また、合理的に予見される範囲内でのその見込みもないこと。
- (9) 株式会社ヴォーグ学園（以下「ヴォーグ学園」という。）の発行済株式総数500株すべてを乙が保有していること。
- (10) 事業を行うために必要不可欠な重要な契約を全て適法かつ有効に締結しており、自ら、または相手方当事者による重大な債務不履行事由は生じていないこと。

別紙2 株主

	氏 名	株 数
1	瀬戸 信昭	10,986
2	瀬戸 信広	6,072
3	瀬戸 高信	5,552
4	瀬戸 みどり	4,065
5	瀬戸 まり子	2,529
6	冠 達実	5,500
7	徳永 信	4,800
8	大森 和徳	2,386
9	城下 博行	2,000
10	(株) ポプラ	1,200
11	日本ヴォーグ社従業員持株会	5,940
合 計		51,030
		(11名)

3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要

(1) 株式交換対価の相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

	藤久ホールディングス株式会社 (株式交換完全親会社)	株式会社日本ヴォーグ社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	57.806
本株式交換により交付する株式数	藤久ホールディングス普通株式：2,949,840株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

日本ヴォーグ社の普通株式1株に対して、当社の普通株式57.806株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下、「本株式交換比率」という。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両者協議の上、変更することがあります。本株式交換比率を変更することが決定した場合には、直ちに開示いたします。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式2,949,840株を割当交付する予定です。なお、当社はかかる交付に当たり、新たに普通株式2,949,840株を発行する予定です。

なお、日本ヴォーグ社は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する株主総会の決議により、日本ヴォーグ社が基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって日本ヴォーグ社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付する当社株式の総数については、日本ヴォーグ社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる日本ヴォーグ社の株主においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、当社の単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

(ア) 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株主が当社に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

(イ) 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社定款の規定に基づき、当社が買増しの請求に係る自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と合わせて1単元株式数（100株）となる数の株式を当社から買い増すことができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる日本ヴォーグ社の株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、1株に満たない端数に応じた金額をお支払いいたします。

②本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、下記(エ)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の株式交換比率算定に当たり、公平性・妥当性を確保するため、株式会社ストリーム（以下、「ストリーム」という。）を第三者機関として選定し、ストリームによる株式交換比率の算定結果を参考にし、当社が日本ヴォーグ社に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断し、本日、両社それぞれで開催された取締役会において、本株式交換契約の締結を承認いたしました。

(イ) 算定に関する事項

A. 算定機関の名称並びに両社との関係

ストリームは、当社及び日本ヴォーグ社から独立した第三者機関であり、当社及び日本ヴォーグ社の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。

B. 算定の概要

当社については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価分析（本株式交換契約の締結を承認した取締役会開催日の前日である2022年4月20日を算定基準日として、基準日までの直近1週間、直近1カ月間、直近3カ月間及び直近6カ月間における終値単純平均値を算定の基礎としております。なお、当社は2022年1月4日に藤久の単独株式移転により設立され、同日に上場しているため、直近6カ月間には、藤久の2021年10月21日から12月28日の数値を含めております。）による算定を行いました。

また、日本ヴォーグ社については、非上場会社であり市場株価が存在しないことから、日本ヴォーグ社の将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」という。）による算定を行いました。加えて貸借対照表上の資産及び負債を基礎として時価に基づく含み損益を反映させた純資産価額によって株式価値を評価する修正簿価純資産を基礎として株式価値の算定を行いました。

以上の結果、当社普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
藤久ホールディングス株式会社	株式会社日本ヴォーグ社	
市場株価法	DCF法	49.41～65.28
	修正簿価純資産法	46.51～72.90

当社及び日本ヴォーグ社は、ストリームから提出を受けた株式交換比率の算定結果を踏まえて慎重に協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社及び日本ヴォーグ社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

(ウ) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社は、本株式交換において株式交換完全親会社となり、また、株式交換完全子会社となる日本ヴォーグ社は非上場会社であることから、該当事項はありません。

(エ) 公正性を担保するための措置

公正性を担保するための措置として、本株式交換の実施にあたり、当社及び日本ヴォーグ社から独立した第三者算定機関であるストリームに、日本ヴォーグ社の株式価値の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、当社と日本ヴォーグ社との間で真摯に協議・交渉を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。以上のことから、当社の取締役会は、本株式交換に関する公正性を担保するための措置を十分に講じているものと判断しております。なお、当社は、上記第三者算定機関から、公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）の取得はしていません。

(オ) 利益相反を回避するための措置

取締役会において株式交換契約締結に係る決議を行う際に、利益相反の関係を有する取締役はおりませんでしたので、利益相反を回避するための特段の措置は必要ないと判断しております。

(2) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであります。これは、当社の資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

増加する資本金の額 金 0 円

増加する資本準備金の額 法令の定めにしたがい増加することが必要とされる最低額

増加する利益準備金の額 金 0 円

(3) 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社株式は東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引されており、本株式交換後において市場における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

(4) 日本ヴォーグ社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

株式交換完全子会社である日本ヴォーグ社の最終事業年度（2021年2月1日から2022年1月31日）に係る計算書類等の内容は次のとおりです。

なお、当該計算書類等については、監査法人の監査を受けておりません。

貸 借 対 照 表

(2022年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,212,755	流 動 負 債	551,669
現 金 及 び 預 金	980,001	支 払 手 形	62,577
受取手形及び売掛金	650,554	未 払 金	268,914
商 品 及 び 製 品	497,404	未 払 法 人 税 等	4,802
仕 掛 品	28,288	未 払 消 費 税 等	46,271
貯 蔵 品	1,474	前 受 金	108,221
前 払 費 用	16,929	預 り 金	6,382
そ の 他	63,103	返 品 調 整 引 当 金	54,500
貸 倒 引 当 金	△ 25,000	固 定 負 債	2,178,178
固 定 資 産	1,864,403	社 債	40,000
有 形 固 定 資 産	1,617,992	長 期 借 入 金	1,757,772
建 物	869,564	退 職 給 付 引 当 金	376,489
車 両 運 搬 具	1,688	そ の 他	3,917
工具、器具及び備品	5,477	負 債 合 計	2,729,847
土 地	740,146	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	1,114	株 主 資 本	1,347,311
無 形 固 定 資 産	47,648	資 本 金	40,000
ソ フ ト ウ ェ ア	39,850	資 本 剰 余 金	3,595
そ の 他	7,797	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,595
投 資 そ の 他 の 資 産	198,762	利 益 剰 余 金	1,318,654
投 資 有 価 証 券	10,631	利 益 準 備 金	10,000
関 係 会 社 株 式	68,105	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,308,654
出 資 金	2,010	別 途 積 立 金	400,000
長 期 前 払 費 用	29,421	繰 越 利 益 剰 余 金	908,654
差 入 保 証 金	35,764	自 己 株 式	△ 14,938
そ の 他	52,829	純 資 産 合 計	1,347,311
資 産 合 計	4,077,158	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,077,158

損 益 計 算 書

(2021年2月1日から 2022年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,075,094
売 上 原 価		1,486,514
売 上 総 利 益		1,588,580
販売費及び一般管理費		1,532,292
営 業 利 益		56,287
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	263	
受 取 配 当 金	498	
不 動 産 収 入	19,908	
そ の 他	3,890	24,560
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24,491	
そ の 他	7,710	32,202
経 常 利 益		48,645
特 別 利 益		
そ の 他	2,214	2,214
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	55	55
税 引 前 当 期 純 利 益		50,804
法人税、住民税及び事業税	460	460
当 期 純 利 益		50,344

株主資本等変動計算書

(2021年2月1日から 2022年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		その他資本金 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金
当 期 首 残 高	40,000	3,600	3,600	10,000	400,000
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 処 分		△ 4	△ 4		
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	△ 4	△ 4	-	-
当 期 末 残 高	40,000	3,595	3,595	10,000	400,000

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計	
	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	859,724	1,269,724	△ 12,163	1,301,161	1,301,161
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△ 1,414	△ 1,414		△ 1,414	△ 1,414
当 期 純 利 益	50,344	50,344		50,344	50,344
自 己 株 式 の 処 分			154	150	150
自 己 株 式 の 取 得			△ 2,930	△ 2,930	△ 2,930
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	48,929	48,929	△ 2,775	46,149	46,149
当 期 末 残 高	908,654	1,318,654	△ 14,938	1,347,311	1,347,311

重要な会計方針

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券 移動平均法による原価法
- 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法
(1) 製品及び仕掛品 主として、個別法による原価法
(2) 商品及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法
- 3 固定資産の減価償却方法
(1) 有形固定資産 定率法
なお、1998年4月1日以降取得の建物及び2016年4月1日以降取得の設備造作については定額法を採用しております。
(2) 無形固定資産 定額法
なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェア5年であります。
(3) 長期前払費用 定額法
- 4 引当金の計上方法
(1) 貸倒引当金は、売上債権等の貸倒損失に備えるため每期一定額を計上しております。
(2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため当期末における要支給額を計上しております。
(3) 返品調整引当金は、将来の返品に備えるため税法基準に基づき計上しております。
(4) 単行本在庫調整勘定は将来の断裁に備えるため税法基準に基づき計上しております。
- 5 リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 6 消費税等の会計処理は、税抜処理によっております。

貸借対照表注記

- | | |
|---|-----------|
| 1 取締役に対する金銭債権 | 46,923千円 |
| 2 関係会社に対する金銭債権 | 41,547千円 |
| 関係会社に対する金銭債務 | 31,401千円 |
| 3 商品及び製品より直接控除している単行本在庫調整勘定の額 | 154,000千円 |
| 4 有形固定資産の減価償却累計額 | 227,427千円 |
| 5 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産は、通信販売システム一式であります。 | |

6 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土地 678,757千円
建物 334,461千円

(2) 担保に係る債務

長期借入金 1,106,682千円
社債 20,000千円

損益計算書注記

1 関係会社との取引高

営業収益 38,198千円
営業外利益 558千円
営業費用 284,316千円

2 1株当たり当期純利益

968円44銭

株主資本等変動計算書に関する注記

1 当該事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 80,000株

2 当該事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 28,970株

3 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2021年3月29日の定時株主総会において、次のとおり決議されました。

配当金の総額 1,414,750円

4 当該事業年度の末尾後に行う剰余金の配当に関する事項

2022年3月28日開催予定の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

配当金の総額 1,275,750円

(5) 日本ヴォーグ社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容
該当事項はありません。

(6) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①当社

当社は、2022年4月21日開催の取締役会において、日本ヴォーグ社との間で、当社を株式交換完全親会社とし、日本ヴォーグ社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを承認し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2022年6月13日開催の当社臨時株主総会の承認を得たうえで、2022年7月1日を効力発生日として行う予定です。本株式交換の内容は上記「2. 本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

また、当社成立の日における貸借対照表につきましては次のとおりです。

貸 借 対 照 表

(2022年1月4日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(純 資 産 の 部)	
固 定 資 産	7,525,601	株 主 資 本	7,525,601
投資その他の資産	7,525,601	資 本 金	100,000
関係会社株式	7,525,601	資 本 剰 余 金	7,425,601
		資 本 準 備 金	25,000
		その他資本剰余金	7,400,601
資 産 合 計	7,525,601	純 資 産 合 計	7,525,601

②日本ヴォーグ社

日本ヴォーグ社は2022年4月21日開催の取締役会において、当社との間で、当社を株式交換完全親会社とし、日本ヴォーグ社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを承認し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2022年6月10日開催の同社臨時株主総会の承認を得たうえで、2022年7月1日を効力発生日として行う予定です。本株式交換の内容は上記「2. 本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

以 上

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

（株）日本ヴォーグ社の子会社化に伴い、新たな経営体制の下でグループ一体としての企業価値向上を目指すため、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、第1号議案「株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決されることを条件として上程いたします。就任日は、株式交換契約の効力が発生する2022年7月1日といたします。

また、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとなります。

本議案が原案の通り承認された場合、取締役総数に占める独立社外取締役の割合は従前どおり3分の1以上（12名中4名）となります。

なお、監査等委員会は、指名報酬委員会からの答申を受け取締役会にて指名した取締役候補者について、選出基準等に基づき検討した結果、特段指摘すべき点はないとの結論に至っております。

取締役候補者は次のとおりであります。

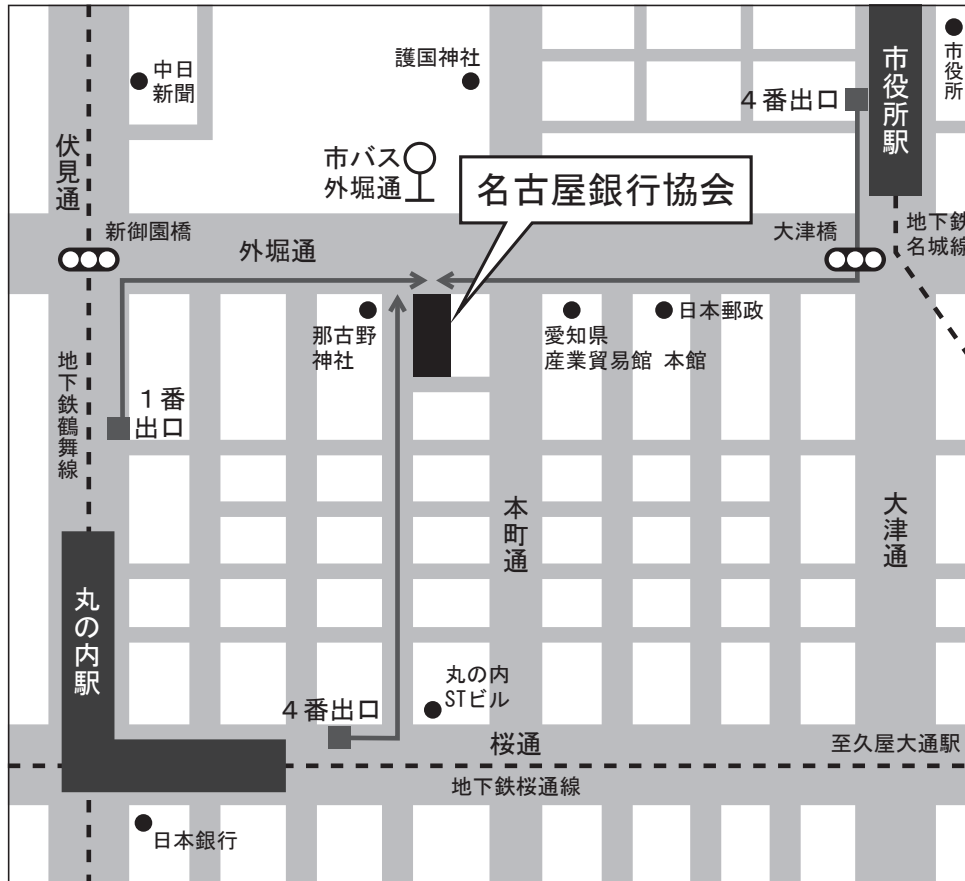
候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
1	新任 せと のぶあき 瀬 戸 信 昭 (1953年8月1日)	1976年4月 (株)日本ヴォーグ社入社 1985年9月 同社取締役部長 1987年9月 同社常務取締役 1992年11月 (株)ヴォーグ学園取締役 1994年6月 (株)NVロジテック取締役 1995年6月 財団法人日本手芸普及協会（現公益財団法人日本手芸普及協会）理事 10月 (株)日本ヴォーグ社代表取締役副社長 1996年10月 同社代表取締役社長（現任） 2005年6月 一般社団法人日本編物文化協会理事長（～2015年） 2007年6月 財団法人日本手芸普及協会理事長 （2012年 立法により公益財団法人日本手芸普及協会に呼称変更） 2008年11月 (株)ヴォーグ学園代表取締役社長（現任） 2012年4月 公益財団法人日本手芸普及協会代表理事（現任） 2015年6月 一般社団法人日本ホビー協会代表理事（会長） 2020年6月 一般社団法人日本ホビー協会顧問（現任） （重要な兼職の状況） (株)日本ヴォーグ社代表取締役社長	2,400株
	(取締役候補者とした理由) 瀬戸信昭氏は、(株)日本ヴォーグ社において豊富な業務経験を有するとともに、同社代表取締役社長として同社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を今後の当社グループの一層の企業価値向上に活かすことが期待できるため、取締役候補者いたしました。		

—メ モー

—メ モー

—メ モー

臨時株主総会会場ご案内図



- 会 場 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会会館 5階大ホール 電話(052)231-7851
- 交 通 地下鉄 桜通線「丸の内駅」下車 4番出口より徒歩6分
地下鉄 鶴舞線「丸の内駅」下車 1番出口より徒歩6分
地下鉄 名城線「市役所駅」下車 4番出口より徒歩8分
市バス 名古屋ターミナルビル乗車 「外堀通」下車

※会場の駐車場台数には限りがございますので、できる限り公共交通機関のご利用をお願いいたします。